

## 地域伝統行事お助け隊 規約

### (目的)

第1条 この組織は、担い手不足により継続が危ぶまれる祭り、風習その他の地域の伝統行事について、市町村の区域を超える広域的な応援体制を構築し、担い手となる人材を派遣することでその継続を支援し、もって地域の活力向上を図るとともに、地域の関係人口の創出を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この活動組織の名称は、地域伝統行事お助け隊（以下、「お助け隊」という。）と称する。

### (構成員)

第3条 お助け隊は、第1条の目的に賛同し、お助け隊に登録する者をもって構成する。

2 お助け隊への登録する者は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 第5条の活動内容に参加可能であること
- (2) 15歳以上であること
- (3) 福岡県（以下、「県」という。）とメール及び電話等で連絡を取ることが可能であること
- (4) 暴力団員でないこと

3 お助け隊への登録は、別に定める「地域伝統行事お助け隊募集要領」により手続きを行うものとする。

### (登録の取消)

第4条 前条第3項の規定により登録した者が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 本人から登録取消の申し出があったとき
- (2) 登録した者がお助け隊の活動中に不適切な行為を行ったと認められるとき
- (3) 暴力団員であることが明らかになったとき
- (4) 連絡不能となったとき

### (活動内容)

第5条 活動の内容は、第1条の目的を達成するための次の活動で、実施団体から要請のあった活動とする。

- (1) 受付、案内、会場設営、片付けその他の行事の運営補助に関すること
- (2) 行事のスケジュール管理、関係機関との連絡調整その他の行事の企画調整に関すること
- (3) 山車の引手、舞の演者その他の行事の担い手
- (4) その他第1条の目的を達成するために必要な活動

2 お助け隊の活動は、原則として無償で行うものとする。

(運営)

第6条 お助け隊の運営は、県が行う。

(補償)

第7条 お助け隊の活動に係る補償は、県が加入するボランティア保険の補償の範囲内とし、県に対して事故等による損害について賠償を求めることはできない。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、お助け隊に関する必要な事項は県が定める。

附則

この規約は、令和5年7月7日から施行する。